

電気用品安全法施行令一部改正に伴う LED製品の「PSEマーク」表示に関するご案内

平成24年7月1日より改正電気用品安全法が施行され、「LEDランプ」および「LED電灯器具」におきまして、PSEマークの表示が義務付けられます。ただし、法令施行以前に製造、または輸入された製品はPSEマーク表示がなくても販売が可能です。そのため、弊社製品におきましても施行日以降に製造、輸入されるLEDランプおよびLED電灯器具につきましては、PSEマークを表示したものとなりますが、施行日より前に製造、輸入した製品にはPSEマークは表示されていません。販売商品におきまして、しばらくの間PSEマーク表示のある製品、無い製品が混在いたしますことをご理解下さいます様、お願い申し上げます。

今後も弊社商品をご愛顧下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

記

改正電気用品安全法の施行により、LEDランプおよびLED電灯器具にPSEマークの表示が義務付けられます。

平成24年7月1日

改正電気用品安全法施行前	改正電気用品安全法施行	改正電気用品安全法施行後
法令による基準なし 製造業者それぞれの 基準による 製造、輸入、販売		技術基準をクリアし、PSEマークを 表示した製品のための製造・輸入 PSEマークを表示した製品の販売 (ただし、施行前に製造、輸入された 製品はPSEマーク表示なしでも 販売可能)

以下の製品は平成24年7月1日以降もPSEマーク表示無しで販売されます。

施行日である平成24年7月1日より前に製造、輸入したもの

平成24年6月30日以前に製造、輸入したものは、PSEマークの表示無しの販売が認められます。
(弊社製品:LEDランプであるレコルト4W、レコルトアイ3W、レコルトロータス10.5Wの各色)

電気用品非対象の製品

定格電力が1Wより低いLEDランプおよびLED電灯器具
直管型LEDランプ(ただし、直管型LEDを搭載したLED電灯器具は対象に該当)
電源と器具が接続器を介して接続されるLED電灯器具(ただし、直流電流装置は対象となります。)
LED誘導灯
LED部品
(弊社製品:レコルトプロM44)

以上